

14-8. 11月分12月支給と12月分12月支給が混在する場合の年末調整手順

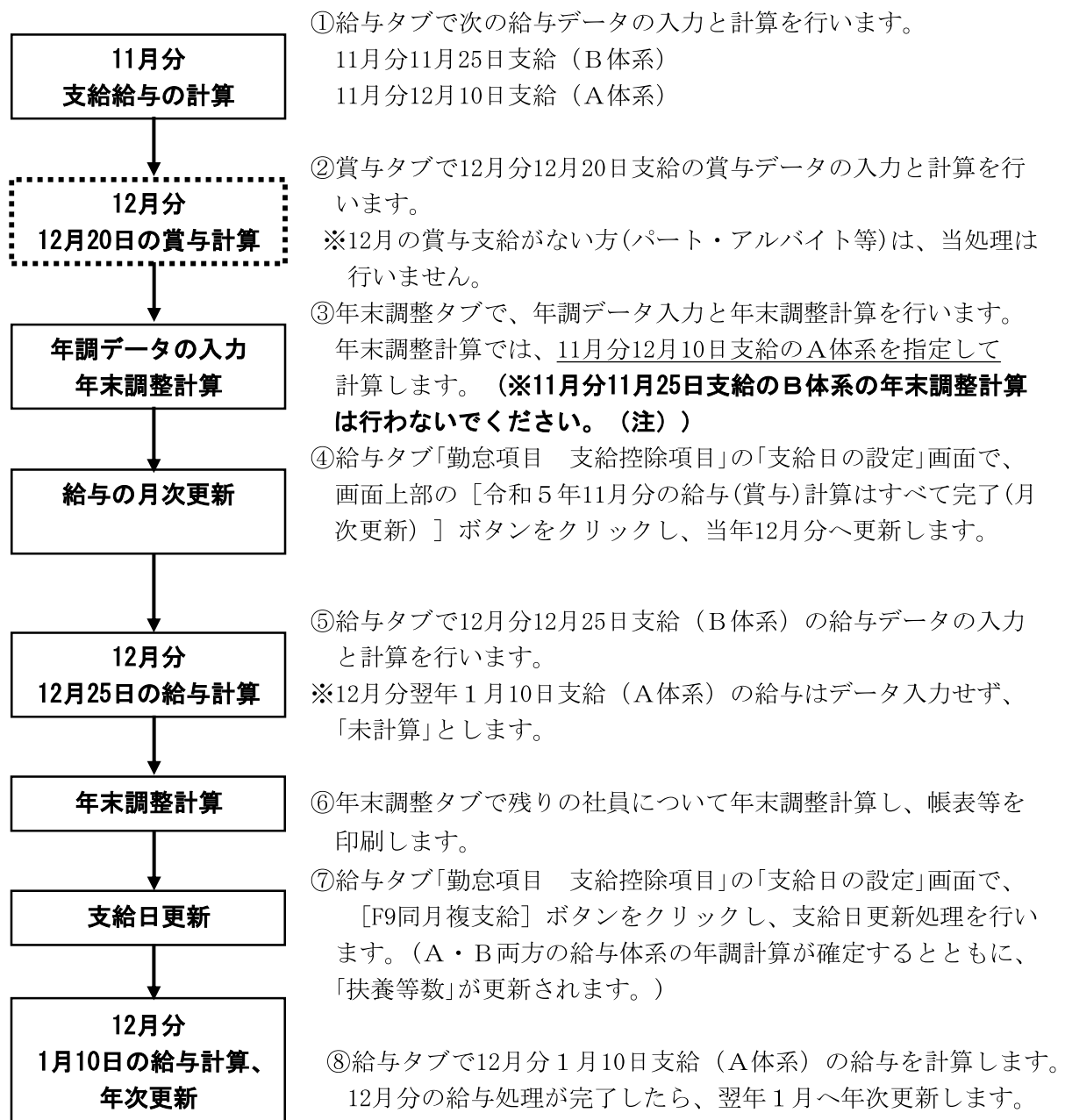
11月分12月支給と12月分12月支給の給与体系が混在する場合の年末調整～年次更新の手順です。（会社・社員タブ「自社情報」の「給与の設定等」で、「年調対象期間」が「1月1日～12月31日」の前提です。）

(1) モデルケース

給与：11月分12月10日支給（A体系）、12月分12月25日支給（B体系）が混在

賞与：12月分12月20日支給（A体系）

(2) 更新手順 （「還付・徴収方法」が「最終支給と連動」でも「別途還付・徴収」でも同様）



注：誤って11月分11月25日支給の体系のB体系も年末調整計算した場合、「④給与の月次更新」を行う前に、給与タブ「13 全社員一括計算」で、「11月分11月25日支給」の体系のみ給与を再計算し、年末調整を「未計算」に戻してください。

(3) 更新処理における注意点！

①12月分への月次更新時に確認メッセージが表示されます。

体系ごとに支給時期が異なるため、令和5年12月31日以前の支給日で支給する給与と翌年1月1日以後に支給する給与が混在している場合、「扶養親族情報更新の確認」メッセージが表示されます。

「扶養親族情報更新の確認」メッセージは、前記「(2) 更新手順」をまとめた内容です。〔OK〕ボタンをクリックしてその後の処理を進めてください。